

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度から公立高校の無償化とともに、私学への就学支援金を実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められている。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育の漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回したが、これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界に向けて宣言したことに他ならない。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校等就学支援金制度を拡充すること
- 2 私立高校経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月30日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄

私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神・独自の教育理念に基づいて教育をすすめる公教育機関として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきた。

平成 22 年度から公立高校の無償化とともに、私学への就学支援金を実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、私立高校では国・県の学費軽減措置後も初年度納付金で約 17～40 万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められている。

また、私立高校の経常費に対する助成は 2 分の 1 以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難を抱えてきた。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約 2 割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしており、専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄